

## かわさきグリーンイノベーションクラスター規約

### 1 名称

本会の名称は、「かわさきグリーンイノベーションクラスター」（以下「クラスター」という。）とする。

### 2 目的

クラスターは、川崎市とともに環境面で優れた取組を行う市内外の企業、NPO、大学、学識者、支援機関、行政など多様な主体を緩やかに繋いで構成し、新たな取組の創出と価値の向上、社会に貢献をするネットワークを目指し、環境産業の振興に資する事業に取り組むことを目的とする。

### 3 会員及び入会

(1) クラスターは、別に定める募集要項及び前項の目的に賛同する企業、団体等（以下「会員」という。）並びに本活動に協力する省庁、自治体、支援機関等（以下「協力団体」という。）により構成する。

(2) 会員になろうとするものは、別に定める会員申込書をクラスター事務局宛て提出し、受理されることで、会員資格を得るものとする。

### 4 退会

(1) 会員は、退会しようとする場合は、その旨を書面により、クラスター事務局に届け出なければならない。

(2) 事務局の長は、会員にクラスターの趣旨や方針に反するとみなされる行為等があった場合には、退会とすることができる。

### 5 かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会

かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会を開催し、クラスターの運営に関する意見交換等を行う。

### 6 機能

(1) 会員に向けた支援施策活用のための相談窓口の設置

(2) 国内外の環境に関するニーズ情報の提供、公募等に関する説明会の開催、会員企業が有する環境技術等の国内外への情報発信

(3) 川崎に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用したビジネス創出支援

## 7 会費

クラスターの会費については、当面の間、無料とする。

## 8 事務局

クラスターの事務局を川崎市経済労働局に置く。

## 9 その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項は、事務局の長が別に定める。

### 附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。